

青森県後期高齢者医療広域連合職員の人事評価実施規程の一部を改正する規程をここに公表する。

令和三年三月十日

青森県後期高齢者医療広域連合長

小野寺

晃彦



青森県後期高齢者医療広域連合規程第二号

青森県後期高齢者医療広域連合職員の人事評価実施規程の一部を改正する規程

青森県後期高齢者医療広域連合職員の人事評価実施規程（平成二十八年青森県後期高齢者医療広域連合規程第一号）の一部を次のように改正する。

別表第一中「副参事・主幹・主査・レセプト点検専門官」を「副参事・主幹・主査・主任・レセプト点検専門官・保健事業推進員」に改める。

第一号様式から第五号様式を次のように改める。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。